このページは自動生成のため、本来の表記と異なる場合があります。

### 「家」意識の研究

その他のタイトル	On the Transmission of the Authority Pattern
	in the Japanese Family
著者	松本 暉男
雑誌名	關西大學法學論集
巻	12
号	1
ページ	57-78
発行年	1962-06
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027886

### 意 識 0 研 究

松 本 暉

男

第一、研究の目的と意義

第二、「家」と家意識の意味論的把握

1 〔3〕 家意識の構造的論理 家意識の定義

〔2〕「家」の制度的意味(イデオロギーとしての「家」)

第三、近代日本における「家」と「家」意識の存在形態 〔1〕 家制度の存立要件

2 家制度の存在形態

3

家イデオロギーの展開と受容 (以上本号)

第四、 第五、戦後日本の家意識の実態 戦後日本の家制度と家意識 ――家長制権威システムの仮説と分析方法

結語

研究の目的と意義

私は、

家」

意 識

の

研

究

五七

かねてから戦後の日本社会における家意識の全国的な分布状況を構想し、東北・東京・中部・近畿の四地区

他の機会に報告したところである。本稿は、この調査のデータの科学的処理段階において、①まず、 関連する六○項目を三群にわけ、五○分以内に一斉に記入させたもので、各アイテムの反応カテゴリーには平均五個 にわたり、 家意識の実態の仮説を理論的に決定し、②この実態への科学的な分析視角を考え の段階を設けた。現在もこの実態調査を続行中であるが、すでに標本数も多数にのぼり、 の積極的側面 質問紙は、 して学級別に質問紙により、一部生徒のパーソナリティ特性の測定には一種の《Projective techniques》を施行した。 被調査者の家族の構成・形態・人間関係の型の他、 主として都市の中学生・高校生を対象に、 (リーー統制権限として)と地位パーソナリティ・生徒が家の個々のシンボルに対して示す反応、 家意識の形態や機能の実態調査を行ってきた。 家族内の父の役割型式・教育や扶養などの父親の役割 ③それによって、 調査資料の一部は学会その 家意識の存在構 現代日本社会の 調査は、 等々の相互に

資料の上から解明しようとするものである。

いればいるほど、 殆んどなされていないといっても過言でないであろう。だが、実態が著しくアイマイになり極度に解体しているとい からの研究報告は論外として、都市家族を対象とした家制度や家意識の実証的研究は、 ていると考えられている。単なる世論調査ばりの意識調査や、親子関係の不和・緊張というような個人心理学的視覚 度は実質的に解体していて、そこでの家意識も、 最早実証的調査研究の必要も意義もなくなったということにはならない。そして、むしろ、 戦後のわが国の 却ってその実態究明が、より重要な学問的意義をもつことにもなるのである。 「都市型」 「家」制度研究は、専ら農山村を対象にしてきたといってよく、① 家制度をどのように理念型的に構想するかによって、その解体の程度が著しく進行して 戦後の個人主義の価値体系の導入のためにほとんど消失してしまっ 社会科学の立場からは、 都市家族においては家制 家制度をどの

₽́ ある。 客観的実在として意味論的に特定されないものを、 として規定すべきかは、 家意識も殆んど消滅してしまっているという主張 (赤繭的視角が採られるのが普通であるが後に検討する) 家意識の意味論的類型化が要求される。 (制度)の語が用いられており、その具体的な意味は多様に理解されている。というのは、 そこで、 現在では、 まず、 精密に学問的規定をうけずに、 本稿においては、 制度の本質的問題に関係することではなく 家制度の定義と、 家の規定如何では、 漠然と、 人がどのように限定して意味づけるかという選択の問題だからで 都市型及び農村型の家の類型化、 広く日本の家族制度の中核的単位を指示する概念として「家 都市社会では、すでに家制度は解体していて、そこでの (いて、他のものが正しいということになるわけでない。) むしろ、(従って家制度の理解の仕方について一部のものが誤って) むしろ、 従って又、そこで考えられる も成立するのである。 家制度をどのようなもの

(離三)、戦後の民法改正後でも、 らかにしたい 学的な分析視角を決定し(第四)、 である)と規定し、「イエ」の語でこの限定的意味を示すことにする(第二)。 そこで、 そこにおいて民衆は 私は、 (第五章)。 家制度を、 「家」の制度的価値を内面化し、 家長を中心とするヒエラルキーによって特色づけられる人間関係 依然として「家」意識が生活原理として存続していることを確認し、 都市型「家」意識の存在構造・機能を、 「家」意識は、 農村型「家」意識と比較しつつ実証的に 「家」がそれ自体すでに制度体であった 都市型 • 農村型に類型化されうること (な役割システムとして現われ) (これは、固定したフォーマル 更にそれへの科

側面そのものとみるべきこと後述の如く、 ころ著しく変容し解体しつつあるが、 家意識の実証的研究に着手したのは、 家意識を、 従って、 次のような意図に基いている。 具体的存在としての家制度と分離せず、 家意識の実態が現在も析出されうるということは、 都市社会における家制度は、 むしろその主観的 家制度自体の ||一心理 現在のと

「家」 意 識 の 研 究

化体系・パーソナリティ体系が、どのような型のものとして創出されることになるかを明らかにするための最終的な なる。その意味で、 解体の極限状況がそのようなものとして呈示されているということに他ならないのであって、析出されうる家意識の その家意識の実態究明は明日の日本社会の型を決定する上で重要な課題であるといわねばならない。 されるとすれば、 鍵となるであろう。とくに伝統的価値体系と最も疎遠な都市青年層 (---戦後に基礎パーツ) においてさえ家意識が実態析出 である。とくに、 実態が微小なものであればあるほど、家制度の解体過程の最も尖鋭で鮮明なアスペクトが、そこに現われていることに しろ家制度的社会関係の解体化のモメントや状況を解明するという極めて積極的な意義を有することと考えられるの 彼らこそ最も純度の高い民主化エネルギーの主体としての活動を期待されている人々である以上、 家制度的価値体系を、民衆の意識構造において把えることは、 家意識を、 都市社会において実証的に把握しうるということは、 現代日本社会の新しい社会体系・文 利益も必要もないどころか、

Þ 徒」を対象にしたのは全く調査研究の便宜のために他ならない。 システムの発展状況によって規定される。従って家意識の社会学的研究のためには、社会心理学的アプローチが不可 のできないものであり、 に他ならず、従って彼の属する「親=子」関係の型への適応の心理の問題としてアプローチされねばならない。 在学中である。 そこで私は、こうした問題関心の下に、主として都市青年層の家意識の実証的研究に従事してきたのであり、 ラピアが警告したように (Psychology, 1949. p.60. 彼等の家意識は、 双方共にその親―子関係の「型」 その基礎パーソナリティ形成過程で、家制度的価値を内面化 (lization) している状態 親の意識と子の意識とは、 の社会学的心理学的特質に規定されている。 終戦時に誕生した者は、本稿執筆時に高等学校二年 一方だけを独自に追求すること それは全社会 しか

避となるであろう。

Ŕ は 学の態度理論 学者や心理学者の研究でも、 或いは集計整理に当ってくれた関西大学・奈良女子大学学生諸君の苦労も大へんなものであった。心から感謝 各地の高等学校の先生方の御好意にも甘えるところは少なくなかった。また、 るといってよいであろう。 る法律学徒が、単独で家意識の広汎な実態調査による科学的研究を達成することは、あらゆる意味で困難を極めて の場合にも社会心理学的方法が十分に利用されねばならない。 諸他の経験科学の業績をかりたり協力を得たりすることを、 「態度」概念は、社会学・心理学で精緻に規定された科学用語 (『意識」の語を使わず、態度・イデオロギー・意) であり、 家意識 友人渡部保夫裁判官(--当時、青)と執行嵐氏(学助教授)の友情と協力なくしては実現できなかったであろうし、 もとより多くの人たちの協力が得られたからであった。 のであって、 の実態究明は、 0 すぐれた法社会学者によって一早く社会心理学的方法が大胆に摂取されてきたように、 今日までの成果を無視して研究の成り立たぬことは余りに明らかであろう。 すぐれて法社会学的な課題であるが、 私が、 後述のように、 不充分ながら、 まだ十分な成果をあげてはいないように思われる。 一応 本稿のようなかたちでこの研究をまとめること が 本研究の基礎的資料となった青森・近畿地区の実態調査 邪道だとか不当だとかいう暴論は、ここでも問題になら だがしかし、 まだ十分に関心をもたれていないといってよく、 法解釈学を専攻しその研究に追われて 連日の炎暑下を一しょに調査に参加 従って、 体、 これら経験科 家意識とい 法律学者が、 家意識研究 で ŧ の意を た の い

註(1) れてい 大きい書物も出ている 家 都 市 、るか を対象とした実証的研究は非常に少ない 意 it 譤 たとえば、 の 研 (家意識について多数) 岡 究 田 ・喜多野編「家―その構造分析」巻末の「社会学における家の研究」を「読すれ が、 成果の程は疑問である (後誰)。 (に限ってなされた意識調査があるにすぎない)(せいぜい家族主義イデオロギーや、旧世代層)。 尚 戦後、 小山隆編 農村の家制度研究が、 「現代家族の研究」 如何に多く出 ばわかるであろ のように、

表わすものである

識 の 研

「家」 意 究

<u>ځ</u>

(2)布を数字の上で明らかにするだけでは、社会心理学的にも、社会学・法社会学的にも、 日高「社会心理学的研究における二、三の問題点について」(ターロ課題」)四一頁以下参照。 つまり、 意識や態度の実態を把握したとはいえな 単なる、母集団の意見分

## 「家」と家意識の意味論的把握

### 1 家意識の定義

ということであり、その団体の制度的価値を、 パーソナリティに内面化 (lization) している状態に他ならない。 そこ す。個人が団体の成員性を取得し、団体に対する帰属意識をもつということは、団体の成員としての価値意識をもつ 家意識とは、「家」に対する帰属の意識であり、「家」の成員が、自己とその家を同一視 (¿dentif) する態度構造をさ 家意識の具体的な意味内容を規定するためには、「家」が、どのような意味で制度的価値をもつ団体であるかを

2 「家」の制度的意味(イデオロギーとしての「家」) 規定する必要がある。

是認してきた、 である。具体的存在たる「家」の改廃・変貌と無関係に、民衆が、広く一般に家族生活の規範的形態として理念的に 史的具体的に存在し、改廃せしめられてきた「家」の制度ではなく、イデオロギーとしての「家」(「イエ」)をさすの ここで私が「家」と称するのは、近代日本社会において、武家型・庶民型として―更に都市型・農村型として―歴 むしろ、是認するように強制されてきた人間関係をさすのである。

「家」とは、明治以来の国家権力によって、日本家族制度という官製イデオロギーの形式で定立され、

六二

な集団と異るだけでなく、 系譜につらなる、 教育勅語に集中的に表現されたものであり、万世一系と公称された天皇家のように、 法制上・政策上、 あるといえよう。 あらゆる方法で国民につぎこまれた、 現実には存在しない祖先や子孫をも成員として含む団体なのであり、超時間的継承的な団体観念で 従って、 歴史的具体的に改廃せしめられてきた事実としての「家」制度そのものでもない。 親族だけから成る具体的な日常的生活共同体たる《Family》のような、 家族生活の理念的形態をさす。それは憲法や民法で規定され 過去→現在→未来への超世代的 1 ンフォ 1 7

は 余地を認められず、 を統制・管理する義務を負い、 (」の側度に対応する ) 。人は、性・出生順位などによって、生まれながらにして、この「支配=恭順」システムの内に(氏法の「家」・「戸書) 。人は、性・出生順位などによって、生まれながらにして、この「支配=恭順」システムの内に 「位置」づけられ (๑家唇柏統権など)、それに即した役割を期待され、そこでは、 制度として認められた観念的実在である。具体的には「家」を継ぐ者(家長)は、祖先に対して、 「家」内部の人間関係(「イエ」)は、極めて固定的でフォーマルな役割システムを意味し、 逸脱行為は「家」の名誉を傷つけるものとして―祖先に申し訳がないとして―禁止される。こう 家長中心に権威主義的な人間関係(hierarchy)の存することが 絶対的要件である 個性的・人間主義的な感情や行動 人の家族生活

するということは、 予じめ決定されている、この役割システムに適応することに他ならないのであった。 意味することになったのであった。 国家権力によって、 常に、 公的にも私的にも、近代日本社会の有力な《Security system》を選択するということを 家族外の生活でも常に強要されていたのであるから、「イエ」的人間関係に適応 しかも、 この役割システムを導

具体的には家長中心の人間関係 こうして、「家」は、 明治以後の国家権力が、 (ヒエラルキー)で基礎づけられる理念としての生活共同体 イデオロギーとして国民に強要した家族制度の中核的単位であり、 (イエ) であるといって

家

識

の

研

究

与された規範的形態であるから、それ自体がすでに一つの制度として価値づけられていることになる。 の理念型として積極的に且つ「上から」価値づけられてきた人間関係、すなわち、「制度化された集団」であると考 ることによって、「歴史的」「具体的」に実在し改廃せしめられてきた、事実としての家制度と異なり、常に、 する作用を果すものをさすからである。「イエ」は、各種規範によりイデオロギーとしての家族生活の規範的形態た® よいであろう。 えてよいのである。 一般に、法規範やモレス・慣習などの諸規範の複合体として定立され、それ自体で特定の社会的価値を規範的に実現 しかも、この生活共同体である「イエ」は、家族制度イデオロギーによって社会的・文化的価値を付 「制度」は、

成せしめられたのである。 は、この役割システムに適応することを、規範価値的にも心理的にも強要されていたから、家意識がそこに根強く生 てきたのであった。 は、その家長中心の人間関係の型であり、それは、家族制度イデオロギーによって、国家的な制度的価値を付与され かくて、「イエ」とよばれる、理念としての家族生活の規範的形態を、他の集団の形態から具体的に区別する標識 既述のように、 家長中心の権威主義的人間関係は、固定的形式的な役割システムを意味し、人

## 〔3〕 家意識の構造的論理

ず、専ら役割意識に基いて行動するということであり、この一群の行動様式の全体が「家」に他ならない。従って、 各成員における役割意識が、彼の家意識の存在構造を示すのだといってよい。 な役割システムとしての、 家意識は、 いかなる構造的論理をもつものであるか。「イエ」が個人的心理的人間関係を意味せず、固定的形式的 制度的規範的な相互体制であるということは、 各自が、 個人の自主的個人的判断によら

関係の部分的秩序であり、家内部の役割期待の交換によって、「家」制度が存続するといってよい。 ことは、各自が、その役割を誠実に遵守しているということになる。端的には、ここでは「役割」は 「家」の成員が、それぞれの役割意識に徹すればするほど、「イエ」のシステムは安定し、逆に、後者が強固だという で、「家」制度の本質的要件であり、その主観的=心理的側面そのものであると考えてよいのである。従って当然に、 る態度―役割意識に他ならない。 条件に絶対化する生活態度のことであり、「イエ」という内部で自己に与えられた「位置」を無条件に遵守せんとす のことだと前に規定しておいた。換言すれば、家長中心の権威主義的人間関係(=フォーマルな役割システム)を無 家意識とは、「家」中心の生活態度であり、人が、自己のパーソナリティに「家」制度の価値を内面化している状態。 だから、家意識は、 これによって「家」制度が存続せしめられていくという意味 「イエ」的人間

されることが必要であろう。 での集団機能に対する役割分化が、文化的に標準化されて社会規範化しており、役割活動が集団内外を通じて正当視 う態度 ためには、 ところで一般に、個人が、自己の属する集団を自己と同一視し、その権威主義的システムに絶対的に帰属するとい (絶対的な identification) をもつこと、 第一に、 役割を果すことによって動機の充足が得られ、心理的安心感を得ること (ストウルルネピ)、第三に、そこ役割を果すことによって動機の充足が得られ、心理的安心感を得ること (「極峽への没)、第三に、そこ 役割分化が強度の組織性を帯び、そこでの規範 これらは、 今日までの集団理論やパーソナリティ理論において明らかにされている条 すなわち集団の権威主義的 システム の安定性が保障されることの (ターーンの統制)が強い制裁によって実効性をもつ

条件が充足されていたことは、 「家」の制度が、 官製イデオロギーとして定立され、 上述のところから明らかであろう。強力且つフォーマルな、 あらゆる方法で、民衆にこの制度が強要されたとき、 法・モーレスによる「イ

識

の研究

六

れ且つ神聖化されていたから、人は、「家」の内外を問わず強制されたこの役割システムを拒否し得ず、むしろ、こ れに従属することによって安全な生活を自ら保障せざるを得なかったのである。 ――人間関係の統制は、各成員を固定的な役割システムに位置づけ、しかも日本国家社会全体が「イエ」に擬制さの。

ば は 置」に従って役割活動に徹することによってこそ、「家」の安全が達成されるという論理がとられたから、「家」意識 で習得するように仕組んだ。とくに民衆における家庭教育は、「制度化された訓育の様式」をとることによ っ て効果 皇制国家権力は、人が、 の習得は強力に裏付けされていたといえるのである。 をあげ、すべての家庭が、「家」意識の培養基としての機能を果すことになった。その場合、各自が与えられた「位 といえるのであるが、国家による「家」意識の養成は、具体的には「自発的恭順」のタテマエをとって行われた。天 かくて、家制度が、構造論理的に三条件をそなえることによって、「家」意識の存立は、論理的に保証されていた 各自が互いに期待された役割を遂行しなければ、「家」を維持することができなくなるという「家の体面保持の意 (xxo) だけでなく、役割遂行によって家―従って自己―の安全が得られるという心理的安定感によって、家意識 家の和合のためという情緒的一体感に裏付けされて醸成されたことになる (エハータールールタールートー産綱タトルヒピルタート)。 更にいえ 「家」における自己の役割に従うように、家族制度イデオロギーを、幼年期から家庭や学校

#### 4 1 1 2 2

割システムとしての相互体制を意味することが明らかとなった。換言すれば、そこでは、人間関係は上下的身分的序 て(埋念と)定立されてきた家制度(イエ)であり、この「イエ」は、家父長制家族の形態をとり、 われわれが問題にしているのは、 歴史的具体的に実在してきた、事実としての家制度ではなく、 イデオロギーとし 形式的固定的な役

列であり (任従って役割づけられる)、 (テササ)に裏づけられて、 家長の権威主義的統制と、成員の絶対服従 (テロマエセセル゚) が強化されたのであった。 一種の分限意識に徹してこそ 「家」 の和と安全があるとされ、 このような考え

家の尊厳とその超越的価値が強調されるほど、この人間関係は絶対性を付与される。

のイデオロギーにより、

れる。 具体的に実在するのは、イデオロギーとしての「家」ではなく、現実に、 この意味論的規定をもとにして、「家」が、具体的にどのような存在形態をとってきたかを考察しなければならない。 られる事実としての家である。この、 けれども、本節では専ら「家」(意識)を、 それは、 社会的経済的諸条件の発展過程で、たえず動揺せしめられ、現象形態的には既に解体・消滅したとみ 歴史的具体的に実在する家制度は、「都市型」「農村型」として類型的に把握さ 抽象的論理的に規定したにすぎず、実態分析の視角を定めるためには、 物質的に基礎づけられて実在し改廃せしめ

の規準としてきたということである(族の生活を送っている者でも、例外なくそうであった。)

られる場合も生じたのであった。だが重要なのは、事実としての家制度の存否にかかわりなく、人は常に「イエ」と

いう社会システム (人間関係) に従属するように強制されていたため、家制度の理想型 (=イエ)を、家族的生活行動

註 (「日本社会学の課題」所収) 五一頁、 このことは、一般に是認されているところであるが、 仝「夫婦関係」(「現代家族講座」三巻所収) 八頁、 とくに強調するものとして、 山根 塚本哲人「家族」(「講座社会学」 「家族における人間関係研究の課

巻)七二頁以下参照。

- (7)の他に、極めて要領よく人間関係の型を類別化したものとして、 の、「家」内部の役割システムを、「分」の秩序として把えることもできよう(「講座社会学」三巻九二頁)。 前近代的社会の人間関係は、 すべて固定的形式的な役割の体系として現われる(特権・威光の序列)。 大橋「日本社会の型」(「東洋思想講座」三巻) 三〇三頁以下。 註所揭文献
- (8)家」 制度」(institution) 識 0 研 を、このように理解すべきことについて、福武・日高「社会学」二一八頁参照。また、 究 六七 制度」 の機能

すことはいうまでもない。Nadel. S.F., The Foundations of Social Anthropology, 1950, p.136. を操作的 (operative) と、 規制的(vegulative)との二種に分けうることも説かれるが、「イエ」の制度が、 後者の機能を果

- (9) | (10) 参照。 が、各成員に内面化され、且つ、それに向って動機づけられているような状態、つまり、各体系相互が対応関係をみせ、 が、イデオロギーとしての「家」は、制度体として完全なもの、理念型的集団といえる。 尚、「講座社会学」二巻一四〇頁以下 衡し合っているようなとき、その社会(=集団)は「制度化」されているという。但し、こういう状態は、理念型として考えら れるだけで現実にはありえない。歴史的具体的に、事実として存在している「家」も、それ自体がすでに「制度体」でありうる 福武編「社会学」五五頁(青井和夫)によると、 社会体系が安定し、 これを文化体系が補強しつつ、社会的文化的価値 且つ均
- (11)のもこのためである。 役割意識に基づく行動(=役割行動)によって、「家」の人間関係(=「イエ」)が実現する。「イエ」が役割システムだという
- (12)活態度」の語は、そのままでは、科学研究上の分析要具概念たりえないことにつき、綿貫「労働者意識研究の批判と課題」(「日 本社会学の課題」所収)二四七―八頁。 「態度」概念については、潜在的従属的変数として、 態度調査の場合に精密な規定を必要とする(第四を参照)。「意識」「生
- (13) Interaction Process, 1955, pp.91—93 従って、「役割」は、 制度的行動ということができるであろう。 Parsons. T., & Bales. R. F., Family, Socialization and
- 14 「講座社会学」四巻九四頁、仝三巻五六頁以下等参照。
- (15)(家族)で習得した行動様式や欲求が、第二次集団(社会)の行動原理に連続しておれば、バーソナリティの分裂はないと述べ 福武・日高「社会学」三九―四六頁は、パーソナリティ分裂の原因を、 欲求と社会的期待の矛盾に求め、 例えば、 第一次集団
- 自然発生的且つ相互的に役割文化を生じ(愛情や感情、 個人主義的道徳で統制)、 日本の「家」の

(16)

近代的=個人主義的家族は、

(17)場合は、形式的固定的に役割分化を生じ、且つ強力な規範的制裁を伴って統制される。尚、「講座社会学」三巻一○四─六頁を参照。 従って、そこでの家族成員は、自主的統制によるのでなく、表層的同調をやむなく実現するという方法で行動するのであり、

このことは、「家」的人間が、非合理主義的権威主義的パーソナリティとして規定されることを正当化しよう。

うようになる。Rewards の学習がそれである。M・メイ「戦争と平和の社会心理学」(松山訳)一三〇頁以下参照

人は、一定の社会システムの下で生活するとき他者の行動の予測が可能であれば、常に、他者の好意的反応の期待の原理に従

(18)

(19)ざるをえない (第四に述べる)。Headship であり、Leadership とみるべきではない。 人間関係の権威主義的性格の程度を測定せんがためには、結局、集団(家)内の「家長」の役割活動の性格を問題にせ

# 二 近代日本における「家」と「家」意識の存在形態

れたことは、容易に推知されるところである。というのは、近代日本社会における事実としての家の制度と、イデオ するもの、つまり、家長制家族主義の価値体系の内面化の問題であるが、歴史的具体的に存在し改廃せしめられてき ロギーとしての家(=「イエ」)制度とは、沿革的にも理論的にも同質性をもつものだからである。 た事実としての家制度が、このイエ意識の存在形態に影響を与え、又は、逆にイエ意識によって解体を抑止せしめら 前節で述べたように、近代日本人の家意識は、イデオロギー形態で理念として与えられた「家」制度(イエ)に関

## 〔1〕 家制度の存立要件

家計をともにし、 従来一般に、日本社会で歴史的具体的に存在し改廃せしめられてきた「家」は、「家産にもとづき家業を経営し、 「家産」「家業」「家計」「家政」が何をさすかが更に問われねばならず、「家」の概念規定が堂々めぐりをするこ 家の祖先を祀り、 家政の単位または家連合となる制度体」と規定されている。しかし、この規定で

六九

家」

識

の研究

上・職業上・身分上実現されることを期待されている生活共同体」といいかえればよいであろう。けれども、 とになる。 ように、近代日本社会における、 従って、 右の規定は、 具体的実在としての家は、 「単に親族間に日常的生活共同が営まれるだけでなく、 その超世代的継承が、 後述 財産

家産・家業・家計・家政などを、常にその絶対的

な要素

無視されたことが少なくなかった。とくに近代的=個人主義的家族関係の創成と共に、多くの家において、 として成立していたのではなく、たとえば明治中期以後の都市社会において、しばしば家産の承継とか家業の継持 家業は廃棄され、家政や家計も婚姻家族のそれとして観念されることが多くなり、右に規定された如き家のシ 家産は分

ステムは「理念型」的形態としてのみ観念されるようになってきたのである。

位が、すなわち、「家」成員の経済生活を保持保障するに必要な、物的活動の主宰者こそ、「家」の人間関係を統制す 知・保障されること (線念は、この保障の結果にすぎない。)―この二条件が、家の形式的な存立基礎であると解された。 すなわの るのでなければならない。現実に地位の権威性を根拠づけられていなければならない。歴史的具体的存在としての家 では、家を存続させていくことが成員の使命とされ、個人は家のために犠牲となることが期待されるという「イエ」の う観念的実体が、そこに是認されなければならない。しかし、右の形式的な二条件で基礎づけられた一つの親族的集団 る地位にたちうるのであり、そのことによって、 ステムが成立するだけである。現実に家(=イエ)を存続させていくには、③ ち、家制度が存在するというためには、具体的な個人や、個人的結合としての家族をこえて継承されていく、「イエ」とい るように、 くて、 親族的集団が、① 家制度は、 特殊―具体的に多様な存在形態をとって現象するものであったが、 家系の中で系譜上の地位を有すること (世代的永統を) 自主自立の個人が、家システムから分離して出現することを抑え得 家の最高の権力者・責任者(=家長)の地 2 社会的に (上級権力) 右の理念型的規定に示され 地位が認

七〇

順形式とは、より一層強化され、そこでの人々のパーソナリティは著しく権威主義的となる。すなわち、 恩恵的庇護と保障の付与に対応し、 ギーとしての家(イエ)におけると同様に、 護されているような場合 (鰌を誇る中小企業など)、 家の名誉・体面保持の欲求が大きくなる結果、 不平等が少しも疑義をもたれないのである。こうした家制度の物的基礎が、たとえば共同体的慣行によって強力に保 の制度は、これを存立せしめる物的諸条件如何によって、特殊―具体的な存在形態をとるにしても、 全成員が家長の統制に服すべきこと、 温情・仁愛の情緒的雰囲気の中での自発的な恭順がなされ、 つまり主従的人間関係が当然とされ、一方では「上から」の統制、 極めてフォーマルな人間関係の型をうみ出すことが明らかである。 上からの統制と自発的 性 内部に、 年令などによる 人々は、 イ 他方で たとえ デ オ 抑

圧・強制を忍従する態度と、その従属に代る下位者への攻撃的態度を身につけ、 必ずしも家の名誉・体面を気にする必要がないし、 になる。 しかし他方で、「家」の存続が社会的に重要な価値を認められないような状況の下では 家系・家格・家業なども絶対的なものでなくなってくる。 相互に表層的同調を強制し合うこと (たとえば、戦前―戦後)

仕方を規定することに注意しなければならない。 えれば、家制度や家本位の意識は、その物的基礎づけや社会的条件の如何で、 の位座が社会的に重視されないところほど、家の人間関係は弱く、 こう考えてくると、 この事が、 社会的身分を重んじる武士よりは農民において、 普遍的に理念型として強制された、 イデオロギーとしての「家」(イエ)の観念の受容 家の観念も薄弱になるといえるであろう。 本家よりは分家において、要するに、 存在形態が相対的にかわってくるので 「家」

### 2 家制度の存在形態

家イデオロ 「家」 意 # 1 識 の 源流とい われる、 戦国時代以来の武士階級の家では、 庶民階級のそれに比して、 家系

0

研

## 「家」 意 識 の 研 究

名の観念がより重要視され、強力な家長の権力が発達し、相互体制が強固な役割システムを形成していたことを認め ることができよう。 庶民階級の家族関係においては、 ヒエラルキーは明確でなく、 むしろ武士階級の家制度の影響

次第に形式化するような傾向を示したともいえる。

に今日でも「家」が農村社会の基礎集団としての機能を果しているといって過言ではない。かくて、一応、「都市型」 展開するのであり(歴史参照)、物質的基礎が弱体化した地域では、 が村落共同体秩序に埋没しているとき、それは「本家=分家」の身分的支配関係たる同族結合の内に位置づけられて 田農業の経営方式と季節的集中労働の故に、「家」が共同体経済組織から解放されることは一般に困離であった。「家 断層は、 にされていないように思われる」。その意味で「武家型」「庶民型」の類型化の過剰は危険であり、 のみ具体的に認識されるものであり、いわば独立した一個の社会システムとしては不完全な形態をとることになる。 注意しなければならない。このことは、いうまでもなく社会的個人の出現を意味する。農村社会では、 しい産業社会システムの生成と、封鎖的な共同社会秩序の解体、社会的職業的移動の規模と量における増大、等々の 家族主義乃至家長制的家族制度が、現実にいかなる階層や範囲について普及し変容しつつあるかの実態は……明らか 人間関係は様々な形態をとったのであり、「武家型」「庶民型」という、「従来しばしば理想型的に把握された封建的 明治以後現代までの日本農村社会では、家が、村落共同体組織から次第に解放され独立化していくプロセスを 都市社会の発展とそこでの同族結合関係や伝統的家族 明治期においても、形式的に認定できない状況ではなかったかと考えられる。むしろ、明治初年以後では、新 武士階級において全面的に「イエ」的人間関係が成立したわけでなく、庶民階級においても、「イエ」 (底)類型に属する)のより急速・全般的な解体化の傾向に(「父方同居拡大家)のより急速・全般的な解体化の傾向に 更に「個人」が「家」から独立してくるが、 恐らく、 その特殊な水 両類型 的

た 「農村型」 類型化の過剰は常に戒しめられねばならぬであろう。 という理念型的類型化が可能であるように思われる。 が消滅したわけでなく、 農村社会で「家」 が全般的に維持されてきたわけでもなく、従って先に述べ 尤も、 現在でも、 都市社会システムが完全に個人主

## 3 家イデオロギーの展開と受容

れ ギーとしての家の強化は、 絶対的な規範的作用を果しえないこともあったと考えられる。しかし、とに角、 初年以来、 成立)が、次第に崩れゆく家制度の解体を防止・遅滞させ、 明治期以来、 唯一の絶対的な家族生活形態として国民に強制されたけれども、 「イエ」の理念型的規定とその積極的な価値づけ、 家父長制家族の規範的形態が、 日本社会の家的構造を、 「イエ」制度イデオロギーによって、 文化システムの側面から無限に補強しうるものだったから、 或いは逆に、 及びその強制が行われてきた(パデオロギーと) この 家制度が解体過程にある故に、 \_ イ エ」イデオロギー 天皇制国家権力にとって、 理念型的に極めて明確に規定さ の受容 7 1 イ 工 工 意識が 意識 デ 明治 オ

国家法のレベルで制度化されたことを意味し、 「イエ」の目標となったものである(五頁、以下の論述は本書に負うところが多い)。 統制者 第 このことは、 家産の管理者・家督の承継者たる家長として規定した(家系保持のため一夫多妻を認められ夫権に対する妻の無能力も規定されて家産の管理者・家督の承継者たる家長として規定した(戸主は家の成員の身分行為への同意権・制裁的機能を果す離籍権を有し、 明治民法は、 旧武士階級に行われていた現実の家族制度に系譜的に属する「家」システムが 「家」内部の人間関係を、 この家システムこそ (家」という人間関係の型こそ)、「イエ」イデオロギー 上下的身分的序列の地位の体系として把え、 戸主の地位を、 (四支配階級の家窓に)、 0

とは無関係の、 の名を尚び且つ維持するために先祖の祭祀が要請され、「家」が存続して「家名」も保持されると考えられた。 超世代的継承を期待される血統集団 (イエ) という観念的実在であり (成立していたことにつき、川島、三三頁)(非血統者についての擬制的血統の信念も)

この「家」は、

世帯の共同という事実問

家

意

識

Ø

研

究

七四

法がとられた。 態と一致しうるものではなく、 れていた観念的実在であり、 八叁第七·八号六一頁) 造」国家学会雑誌第六)o たとえ家産・家業が消滅し家族が死滅しても―「家」を存続せしめることになると考えられたのであった かくて、 民法の「家」は、成員の変動にかかわりなく、 規範価値的な身分関係であり、理念としての「家」システムであったから、 法解釈学的には同一戸籍を構成する者を、 この抽象的な「家」の発現形態と解する方 その同一性を保持して存続すると期待さ 家の現象形

理などを主要内容としていたことについては、 代には完全な体制をとったといえよう。忠孝一如・君臣一体のドグマが、全国家的規模において成立し、「イエ」は、 至上絶対の家族的秩序として価値づけられ、 憲法発布・明治民法制定に補充されて、家族国家イデオロギーとその中核たる「家」のイデオロギーは、 日本全小学校への「御神影」配布・教育勅語奉読の制度(訳の講座」憲法発布第五巻二二五頁以下にゆづる)において決定的となり、 いたが(としたことにつき、拙稿「公序良俗の原則」の制度的機能・「法社会学」一三巻一一五頁参照)、 明治二三年 一○月の 「教育勅語」 喚布といたが(川島・前掲書・三五-四八頁参照。尚明治政府が維新当時から「家」イデオロギーを利用せん)、 明治二三年 一○月の 「教育勅語」 喚布と 要された。すでに、 第二に、民法に骨格的規定を得た「イエ」は、 イデオロギーとしての家の制度が、 この傾向は、 維新政策の時点において、或いは明治十年代の儒教的教化政策において具体化して 「家」イデオロギーは、 親子の身分の隔絶と、 唐沢富太郎 儒教的家族道徳による教育政策により、実定道徳規範のレベルで強 「教科書の歴史」 (O)三頁以下 ) ・ 川島「前掲書」 三七頁 子の絶対服従義務・恩返しとしての「孝」の倫 極めて政策的なニュアンスを帯びてくるのであ 明治三〇年

以下の分析にゆずる。

ところで、イデオロギーとしての「家」は、

「武家型」家族秩序に做ったものであるが、後者は一つの理念型なシ

祖先祭祀と「家名」の同一性によって、「家」の同一性が象徴されることになったり、「家名」の保持そのものが― 74

は 説かれたように 普及させたり確認したりしたことを意味せず、むしろ、当時の家族秩序を「武家型」的に再構成しようとしたとみる て、そのイデオロギー性格が決定的に重要なのである。 的秩序として、 現実に存在した「家」との間のズレは不可避であった。要するに、それ以後の国家権力機構(―臣民体制―」)の部分 べきなのである。 によって例外があったであろうし、 ステムであって、 旧武士階級や地主層において、 明治政府が、イデオロギーとしての「家」を政策的法的に意図した事は、部分的に実在する家制度を、 具体的につくり出された(― 家意識―臣民意識の培養基たることを主要な目標として ―)のであっ (及び「明治年の妻の地位」法制史研究一〇巻で詳細に述べた)、 若干の重要部分は、明治政府の創造物であったし、(平質・前掲輪文は、このことを強調する。また、私も前出論文)、 若干の重要部分は、明治政府の創造物であったし、 だからこそ、たとえば、明治民法の「家」は死産児であり、「法律的フィクション」にすぎないと 武士社会に、完全な「家」制度が現実に広く行われていたとみるべきではない。ただ、「家」システム 他方、 相対的にはかなり明確且つ厳格に行われていたといえるだけであり、 庶民階級においても、 或程度は「家」システムが存在していたとみられ 階級や地域

階級や地域によって、 ムの多くを「家」(イエ)の原理で統制したのであり、 の原理に役立てたのであった。とくに、天皇制国家権力機構の全体的秩序をはじめ、 られた、国家的な制度を意味していたから、「イエ」に対する反抗や批判には、法的・道徳的制裁が加えられた。そ この民法やイデオロギー形態で定立された、 大正・昭和期の資本主義発展過程を通じ、 形態的・機能的・構造的に区別することを許さない。しかも、 「家」は、家長制権威システム(人間関係)そのものであ、 政府権力は常に「家」の制度的価値を強調して、反体制運動の抑制 たとえば、 資本制労働関係の半封建的構造を家父長的に強化 政治的・社会的・経済的システ 右述のような政治的意図に支え りもは

占

の擬制による権力的支配の正当化・再編成を試みるだけでな

地主―小作制や村落共同体規制についても、

家

識

の

研究

第二次大戦期には、 んとしたのであった。 限」 く 自立独立の市民的個人の出現と、近代的=個人主義的発想形式の成長を―たとえば「淳風美俗」「和」「忍従」「分 イエ 制度に独自の価値を強調することによって一、 「国体の本義」(mal) 「臣民の道」(mal) 「戦時家庭教育指導要綱」 巨大な「家」なるべき「国家」に絶対的に帰一すべきことが説かれ、 個人主義や民主主義の思潮が日本に流入する時代には「家」イデオロギーは、より強化された。 人民の全生活領域(繁体・芸能団体などで)にわたって禁止せ (昭和一) における「イエ」

明治期以後の日本人の「イエ」意識の実態を、 事実だけで、 だが、「イエ」 直ちに実態を推測することは不可能で、「家」 意識は、 家イデオ 口 ギーに対する国民の「反応」として生成するものだから、 過去の資料に基いて、 制度の現実の諸条件に左右されること前言の如くである。 実証的に素描することは不可能であるが、 上からの 巨視 の

愛国心の根拠としても利用されたのであった。

の強調が示すように、

「家」

原理は、

(日本的)

資本主義的生産関係に投入していった多数の旧武士の家庭では、 実質的にこれを存続させるための条件 (家制度の) が必要なこと前述の通りである(貞参照)。 ある。だが、 イデオロギ 的且つ理論的に、 個人としての主体をもつようになると、 実質的基盤 従前から、 ーの強化によって、 家制度の存続は、そこに家族成員間の権威主義的人間関係 (ステムシ) 成立の二条件があるだけでは不可で、 相対的にヨリ明確且つ厳格に「家」制度の行われていた支配階層(旧武士層・地主層など)では、「家」 (統制していくという経済的諸条件) (家制度の物的基礎に立脚して、家を) 次のように規定してよいであろう。 家的人間関係は、 は次第に弱体化し、更に、子女が社会的生産に従事し、 戸主の事実上の統制権限が及ばぬことも生じうる。ということは、 更に強化・規範化され、 「家」的人間関係が、強化されていく反面、 「イエ」意識も強力なものになったはずで だから、 社会的に自 支配層 の内で 主独立 家長権

り、 制度と異るところであるが、 う旧武士層においては、 上に、家長制役割システムとして強化・組織化され、 しうるであろう。他方、 の統制よりも、 より強固になっていくとともに、 祖先崇拝と家産保持とが分離せしめられ、 僅かに、「下から」の自発的恭順に負うことになるということである。これは、封建武士社会の「家」 家イデオロギーの強化によって、 旧庶民階級の内、 明治民法によって、 「家」内部の人間関係 農民層の家庭の人間関係は、家イデオロギーの強化によって、 旧武士の家制度が「庶民型」的規制をうけるにいたった諸事態に対応 「家督」が、家業を基礎とする如きかつての包括的なものでなくな しかもそこでの家制度は物的基礎を保持していることに注意し (―家長制役割システム)の強化は、 従来から保持していた「家」「家格」「家名」などの観念が、 家長による「上から」 従来より以

して試みた方が妥当であろう(た者は、昭和期になると非常に少なくなってきてしまっている。)。 を無視して制定・適用されたことを考えるならば、 な新状況に加えて、 産業界のエリート化・賃労働者化、 れ得るのかが不明のまま、こうした理論的な「仮説」の設定を試みても、 だが何れにせよ、 家イデオロギーが劃一的に全国民に強要され、 かっての武家型・庶民型の、家族秩序についての類型化が、現実にどういう範囲の階層に適用さ 旧農民層の没落や賃労働者化、 少なくとも昭和期における家制度の類型化は、 民法の規定も、 居住移転の自由と職業選択の自由、 直ちに「限界」に直面する。 武土・農民の階層別の慣習的差異 都市型・農村型と 旧士族階級の これらの複雑

如何なる型の家意識を必然的に形成せしめたかを考察することとする。 そこで、次節で、この類型化方法に従って、 第二次大戦前後の家制度の実態を把握し、 家イデオロギーが、

中 野·松 島 「日本社会要編」 五一頁は、 有賀・及川両氏の同族団・家の把握をめぐる論争を検討して後、 歴史的具体的に存在

意

識

の

研

究

七七

する「家」を、本文引用の如く、制度的核たる団体と規定する

「講座社会学」四巻七二―四頁参照。

(23)

(21) (22)

成」によって学会共用の作業になったものであろう。

「明治政治思想史」の他、大橋幸・前掲論文を参照。

(24) (25)

川島・前掲書・三二頁、平賀「戸簿制度について」(「身分法と戸簿」)三四五頁以下参照。

制度の史的構造を科学的に規定するための、極めて重要な作業だったといわざるをえない。恐らく、川島「日本社会の家族的構

中島「農民出産力の動向について」(「日本社会学の課題」所収)四一一頁。この、家族秩序の二類型化自体は、近代日本家族

第二次大戦後―現代における、家イデオロギーの浸透の状況については、第四で詳細にふれる。川島・前掲・四八頁、石田雄

(未完)